学齢期の子供をもつ外国人の転入者に向けた就学案内の様式例

外国から転入した皆さんへ

－外国籍のお子さんも日本の学校に通うことができます－

１　日本の学校教育制度

　○就学前教育

　　　満３歳から小学校就学までの幼児を対象とし、幼稚園・認定こども園等で行われています。

○義務教育

　　　義務教育は、満６歳から満15歳までの９年間、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部・中学部）で行われています。小学校は、満６歳を過ぎた最初の４月から入学することができ、６年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、３年間の教育を受けます。

２　就学手続きの流れ（小学校・中学校）

○転入の届出をする

**①　市町村**

**住民登録担当窓口**

○市町村教育委員会へ行く

　 場　　所：

　 電話番号：

○学校について説明を聞く

○お子さんを入学させる意志を伝える

○どの学校に通学するのかを聞く

**②　市町村教育委員会**

○指定された学校へ行き、学校生活について話し合う

〈持って行くもの〉

・母国の学校関係の書類

（在学証明書や成績証明書など）

　　・

**③　指定された学校**

学 校 名：

場　 所：

電話番号：

３　就学にかかる費用について

　○授業料

公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部）の授業料は無償です。

　○教科書

新学年になるたびに国から無償で一人一人に給付されます。

　○学校の費用

学校で使用する補助教材等の購入費用や、行事に関わる経費、給食費等を払う必要があります。

　○就学援助

経済的理由により、公立の小学校・中学校への就学が困難であると市町村教育委員会から認められた場合、学用品の購入費や給食費等必要な援助が受けられます。

詳しくは、市町村教育委員会にお問い合わせください。